常務理事	事務長	担当者

# 

				山汉	<u> </u>	7		<u>コ                                    </u>	( য				
勤務時に使用いた いた健康保		記号 番号			₹ マイ	イナタ		携済(		はマイナポー をご確認くだ	·タルでご確認 iさい。	ください。	
申請者 の氏名	<u>(フリガラ</u> (氏名)	+)			— 性 別	男 • 女	申請 生年			昭 和 • 平 成	年	月	日
		郵便	番号			_							
申請者の位				都追 府県			I.						
電話番号	等		(	)				携	帯		(	)	
勤務してし		事業	所名称										
事業所名和	尓等	事業i	听所在地										
資格喪失年月	月日(退	職日の翌	日)		令和		年		月	日(任意	意継続資格」	取得年月日	)
マイナ保険証	E連携に	ついて〔	口に <b>ノ</b> 〕		]連携	통済		未連	携	(資格確認	図書を発行し	<b>ノ</b> ます)	
被扶養者の複	有無(ど	ちらかに()	有・無	「有	」のフ	らは、	下記(	り被技	<b>夫養</b>	者届〔資格〕	取得時〕に記	入してくだる	さい。
■退職の理			口自己:		[		社都包			その他(	,		)
■保険料の組	纳付方	法〔口に	<b>/</b> ]	口毎	·月糾	忖	□9	月5	分ま	で前納	口翌年3	月分まで	前納
■初回納付う			-			送	□扔		込		は健保までお		
※退職の理由	によっ	ては国民	建康保険の	)方が	保険	料が	安い場	易合力	バあ	ります。お	お問い合わせ	けください。	
※ <b>初回手続時</b> 現金支払希 当組合事務	望で、	郵送で手約	売をされる	場合	は現	金書	留でこ		<b>寸</b> 〈	ださい。			
<ul><li>⑤ 「9月分ま 資格取得年</li><li>●前納について</li><li>●9月分まで前約 9月から翌年2</li><li>●翌年3月分まで</li></ul>	月日(*) …期間に 納…3月か 月に資格	<b>《印)の属</b> は年度単位で いら8月に資 系取得した時	<b>する月の月</b> え、最長で年 格取得したほ は、資格取	末ま 度内の 時の前 (得の3	でに 03月 納期間 翌月か	<b>前</b> 約 までと 間は、 ら年	<b>外保険</b> なりま 資格取 度末(3)	料 <b>を</b> す。 以得の 月) ま	納付納翌月での	け <b>していた</b> 対すると保険 けから年度内 り期間となり	の9月までと3	引かれます。	۵) ,

## 被扶養者届〔資格取得時〕

<ul><li>◎任意継続被保険者の資格取得時日に有する被扶養者のみ記入してください。</li><li>住所欄「同居・別居」の別、マイナ保険証連携については○をつけてください。</li></ul>											
被	被扶養者の氏名	被技	<b>養者の</b>	生年月	日	性別	続柄	職業	年間収入	住所	マイナ保険証連携
扶	(フリガナ)	昭平令	年	月	日				万円	同居 別居	連携済 未連携
養	(フリガナ)	昭平令	年	月	日				万円	同居 別居	連携済 未連携
者	(フリガナ)	昭平令	年	月	日				万円	同居 別居	連携済 未連携
欄	(フリガナ)	昭平令	年	月	日				万円	同居 別居	連携済 未連携

### 〈〈添付書類〉〉

- ●住民票(世帯全員)1通…全員必須(単身者の方も必要です)
- ●18歳以上の扶養家族がいる場合は、加えて下記の書類もご用意ください。

(必要書類①②となっている場合はどちらも必要です)

職業等	学生	無職	パートタイマー等	年金受給者	別居
必要書類	学生証 (写)	所得証明	①所得証明 ②給与明細(写) <b>又は</b> 源泉徴収票(写)	①所得証明 ②年金支払通知(写)	①所得証明 ②送金証明4ヶ月分

●18歳以下の方については添付書類は必要ありません。(高校生の方は職業欄に学校名・学年をご記入ください) お問い合わせ先 大阪府電気工事健康保険組合 TELO6-6486-9013

### この用紙は、任意継続資格取得申請書と一緒にご提出ください。

# 「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」を提出される皆様へ くお知らせ>

### 1. 任意継続被保険者になるためには

- 任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要です。
- (1)退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること。
- (2)退職日の翌日から20日以内※1に当組合宛に手続きをすること。
- 資格取得申請書を提出される際には、以下の点について留意してください。
- (1) 退職日の翌日から20日以内※1に申請書(添付書類含む)を提出すること。
- (2)申請時にかかる健康保険料※2を同時に納付すること。
- (3)郵送で申請を行う場合、申請書・健康保険料共に<u>退職日の翌日から20日以内※1に到着、</u> 納付すること。
- ※1…20日目が土日・祝日の場合は翌営業日
- ※2…保険料については、退職時の標準報酬を元に決定します。詳しくは当組合までお問い合わせください。

### 2. 任意継続の加入期間について

・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失します。

#### 《資格を喪失する場合》

- (1)任意継続の資格喪失を申し出する場合
- ・「資格喪失届(資格喪失申出書)」を提出することにより、その申し出を受理した日の 属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失することができます。
- (2) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- ・納付期限は毎月1日から10日まで※3です。
- この期間を過ぎますと自動的に資格はなくなります。
- 11日以降に納めても資格は継続しませんので十分注意してください。
- (3)就職等により、健康保険等の被保険者等となった場合
- (4)被保険者の方が亡くなられた場合
- (5)被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入された場合
- ※3…10日が土日・祝日の場合は翌営業日

### 上記注意事項を理解したうえで、任意継続被保険者資格取得申請書を提出いたします。

(※署名の年月日を必ずご記入ください。) 令和 年 月 日

氏 名